

マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まりました！

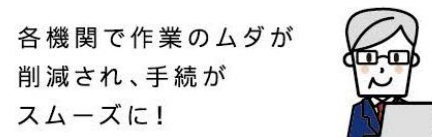
国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。

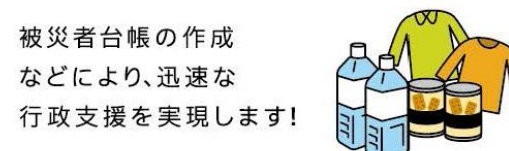


行政の効率化

行政手続が、正確で早くなります。



災害時の行政支援にマイナンバーを活用。



公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。

所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。



年金などの社会保障を、確実に給付します。

未払い・不正受給を解決します！



マイナンバー制度とは？

- 平成28年1月から「社会保障・税番号制度」（⇒マイナンバー制度と言います。）がスタートします。
- マイナンバー制度は、国民一人ひとりが12桁の個人番号（⇒マイナンバーと言います。）を持ち、複数の公的機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たす基盤で、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

制度実施の流れ

平成27年10月～

マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始

平成28年1月～

- 社会保障・税・災害対策の手続で、マイナンバーの利用が開始
- 申請者に、個人番号カードを交付

平成29年1月～

国の行政機関の間で、情報連携を開始

平成29年7月～

地方公共団体等も含めた、情報連携を開始

当基金からお支払いしております年金につきましては、お支払い時に税金の源泉徴収を行うとともに、源泉徴収票等の作成を行っております。支払者（三井住友信託銀行株式会社）が税務署等に提出する源泉徴収票等へマイナンバーを記載する必要がありますので、貴方様のマイナンバーを取得いたします。

ただし、現在時点（平成28年1月）において当基金の年金受給者である方については、当基金で情報収集を行いますので、皆様からマイナンバーの提出を求める予定はございません。詳細は左下の赤枠をご確認ください。

平成28年1月現在において、当基金の年金受給者となっている方については、当基金では、貴方様のマイナンバーを安全・確実に入手するため、また、貴方様の郵送手続き費用負担等を軽減するため、**マイナンバーの収集業務を【企業年金連合会に委託する】予定です。**

（企業年金連合会は、マイナンバーに関する法令等により、貴方様のマイナンバーを貴方様にご確認することなく地方公共団体情報システム機構から入手することが可能です。）
こちらから連絡しない限り、**直接マイナンバーをご提供いただく予定はございません。**

平成28年2月以降に当基金の年金受給者になられる方については、年金請求手続きなどを行っていただく際に、**マイナンバーの提出を求める事**を予定しておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先

名古屋薬業年金基金

住所

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目1番35号

電話番号

052-231-5550

ホームページ

<http://www.meiyaku-kikin.or.jp/>